

議案第 1 4 4 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 157.5」に改める。

第 2 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 157.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。